

生物多様性条約・名古屋議定書に関する要請書

平成 27 年 2 月 18 日

外務大臣 岸田文雄 殿
文部科学大臣 下村博文 殿
経済産業大臣 宮沢洋一 殿
環境大臣 望月義夫 殿

公益社団法人日本生物工学会

会長 園元謙二



公益社団法人日本農芸化学会

会長 清水誠



生物多様性条約に附属する「名古屋議定書」について、開発途上国を中心とする批准国が 50 ヶ国を超え、昨年 10 月 12 日に発効いたしました。名古屋議定書は、生物多様性の保全に関する取決めではなく、遺伝資源を提供する側と遺伝資源を利用する側との利益配分に関する枠組みを定める、経済的な性質を持つ国際的取決めであります。研究開発の基礎・基盤研究を担う大学等の研究機関における、遺伝資源を対象とする研究開発にも、幅広く影響を受けることとなり、すでにそのような事例が散見されるようになりました。これらの点を踏まえ、添付のとおり、要請いたします。

生物多様性条約・名古屋議定書に関する要請書

平成 27 年 2 月 18 日

開発途上国を中心とする批准国が 50 ヶ国を超え、生物多様性条約に附属する「名古屋議定書」が、昨年 10 月 12 日に発効した。名古屋議定書は、生物多様性の保全に関する取決めではなく、遺伝資源を提供する側と遺伝資源を利用する側との利益配分に関する枠組みを定める、経済的な性質を持つ国際的取決めであり、基礎研究から応用開発まで、遺伝資源を対象とする研究開発が幅広く影響を受けることとなる。これらの点を踏まえ、以下、要請する。

1. 基礎的学術研究への影響

名古屋議定書では、産業界における研究開発のみならず、学術研究に対しても十分な配慮がなされているとは言いたい。特に遺伝資源についてはその定義が明確でなく、外国の遺伝資源を活用して研究活動を行っている学術研究者は、利益配分等、名古屋議定書への過度な対応を求められ、探索研究のような重要な基盤的研究活動の開始・維持ができなくなる可能性が残っている。このため、遺伝資源の定義と共に、基盤的な学術研究に対し各国がどのように対応するのかが明確にされなければ、外国の遺伝資源を活用した学術研究自体が衰退するとともに、研究成果の実用化が見送られる可能性が高い。これらへの配慮が十分に検討されなければ、我が国は批准すべきではない。

2. 産学界との調整について

名古屋議定書は、2010 年に日本が議長国であった生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で、政治主導の下、産業界や学会との調整がほとんどなされずに採択された。このため、内容が曖昧であるだけでなく、以下に述べる遡及性をはじめとして学術研究への配慮など問題が多く残されている。特に、これらについて、名古屋議定書第 15 条 1 項では、資源提供国側が一方的に義務の内容を法定化し、提供国の法令の内容を問わず、日本政府が日本の学術研究者等利用者に対して、遵守を求める構造になりうる点が大きな問題である。

批准に向けた議論を行うにあたっては、拙速に走るべきではなく、内容をひとつひとつ丁寧に検討していただくとともに、産学界との調整を十分に経た上で結論を出していただきたい。

3. 「遡及」について

名古屋議定書では、適用対象となる遺伝資源を取得した「時期」について明文による規定がなく、取得時期が生物多様性条約の発効前まで遡るリスクが残されている。仮に、「遡及」が適用されれば、外国の遺伝資源を活用した、これまでの日本の研究成果全般に影響が及ぶこととなる。

先進国は遡及性を否定する立場であるが、批准国 57 ヶ国・地域中 25 ヶ国を占めるアフリカグループは依然として大航海時代に移転された遺伝資源にまで遡って利益配分を求めていた。現在の締約国のうち先進国はわずか 7 ヶ国・地域（EU、デンマーク、ハンガリー、メキシコ、ノルウェー、スペイン、スイス）にとどまっており、アフリカグループ以外の開発途上国で遡及性に賛同する国が増加した場合、日本は遡及性を否定する立場を維持できるのかどうか疑問が残る。

このため、各国の対応状況が蓄積され、遡及性が確実に否定されると判断できる段階になるまで、我が国は批准を避けるべきである。

以上